

施改 8 ・ 9 第 7 号

都計道関連園生給水場 4 号配水池撤去工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

千葉県企業局施設整備センター

目 次

第1章 総則	2
第2章 材料	14
第3章 施工	16
第1節 総括事項	16
第2節 土工	16
第3節 構造物取壊し工	17
第4節 杭引抜工	18
第5節 仮設備	18

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、千葉県企業局（以下「当局」という。）が発注する「都計道関連園生給水場4号配水池撤去工事」（以下「本工事」という。）に適用するものとする。

(適用基準)

第2条 本工事の施工に当たっては、契約書、本特記仕様書及び設計図書その他、当局の「水道工事標準仕様書」及び「水道工事施工管理基準」、千葉県の「土木工事共通仕様書」及び「土木工事施工管理基準」、その他本工事に関連する各種指針並びに関係諸法律、法令、条例、規則等（以下「設計図書等」という。）によって施工するものとし、設計図書等は最新のものを採用するものとする。

(工事場所)

第3条 工事場所は、以下のとおりである。
千葉県稲毛区園生町253 園生給水場内

(工期)

第4条 本工事の工期は雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から390日間とする。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実作業日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30 日間
後片付け期間	20 日間
稼働率 ※休日と天候等による作業不能日を含めた実作業日数を算出するための係数（実作業日数／稼働率＝実作業日数＋不稼働日）	0.570
休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）	119 日間
その他の不稼働日	—

(作業区分)

第5条 本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	全ての工事
夜間作業	—

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

(工事カルテ)

第6条 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

2 変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(提出書類)

第7条 受注者は指定の期日までに、当局の定める様式により次の書類を提出すること。ただし、監督職員が必要であると認めた場合には、別に提出させることがある。

提出した書類に変更が生じた場合は、直ちに変更届を提出すること。

工事関係書類は監督職員の点検を受けられるよう、常に整備しておくこと。

2 受注者は、監理技術者、主任技術者及び現場代理人の届出書(経歴書を含む)を提出すること。

3 受注者は、契約書に基づく所定の工程表のほか、施工の進捗状況を把握するための三週工程表を作成し、提出するものとする。

4 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、次の事項を記載した施工計画書を監督職員に提出するとともに、その内容を遵守し工事の施工に当たらなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。

(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表 (4) 指定機械

(5) 主要機械 (6) 主要資材

(7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。)

(8) 施工管理計画(品質管理、工程管理、出来形管理)

(9) 安全管理(安全研修訓練を含む。)(10) 緊急時の体制及び対応

(11) 交通管理 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備

(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (15) その他

5 提出した施工計画書と工事の施工方法及び施工内容等を変更しようとする場合は、変更施工計画書を監督職員に提出してから工事に着手すること。

6 受注者は、必要に応じて、監督職員との打合わせ内容を記録した議事録を作成し、提出するものとする。

- 7 工事に使用する材料は、各種試験成績書等の関係書類を添えて材料承認願を提出し、監督職員の承諾を受けなければならない。
- 8 工事に使用する材料で製作加工等を必要とするものは、その製作加工図を提出し、監督職員の承諾を受けなければならない。
- 9 仕様書、設計書及び設計図に記載していない特殊製品又は材料を使用する場合は、その資料となる関係書類を添えて材料承認願を提出し、監督職員の承諾を受けなければならない。
- 10 受注者は、発注者の求めに従い、当初数量からの増減が比較できる変更数量表を作成し、速やかに報告しなければならない。
- 11 工事完了後に提出する工事完成図は、現場を完全に網羅したものでなければならない。
- 12 受注者は工事完了後、当局の「水道工事標準仕様書」に指示する形式により工事完成図を作成し、提出しなければならない。
また、工事完成図の他、必要に応じて、取扱書その他維持管理に必要な書類を添付しなければならない。

(設計図書の照査等)

- 第8条 受注者は、施工前及び施工途中において自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
- 2 設計図書に疑義が生じた場合は監督職員の指示によるものとする。また、設計図書と関係法令等との間に差異がある場合又は生じた場合には遅滞なく監督職員に内容について報告すると共に、対応について指示を受けること。

(履行報告)

- 第9条 受注者は、履行報告書（月報）を遅滞なく提出しなければならない。
報告を要するものは次のとおりである。
- (1) 作業進捗状況
 - (2) その他当局が必要とする資料

(建設業退職金共済制度)

- 第10条 1件500万円以上の建設工事請負契約をした場合は、勤労者退職金共済機構の建設業退職金共済事業本部の掛け金収納書（発注官公署等用）を貼付した「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を工事請負契約締結後1ヵ月以内に提出すること。
- なお、報告書を期限内に提出できない受注者は、「建設業退職金共済証紙購入状況遅延報告書」を提出すること。
- 2 工事の一部を下請業者に施工させた場合は、下請業者の「建設業退職金共済制度」への加入及び共済手帳への貼付の促進に努めること。

- 3 工事現場事務所及び工事現場の出入り口等の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識、シールを掲示すること。

(施設内の立入規制)

第11条 受注者は、工事期間中、給水場内の施設に許可無く立ち入ってはならない。工事施工上、給水場内の施設へ立ち入る必要がある場合は、あらかじめ書面により監督職員の承諾を得た上で立ち入るものとする。なお、緊急を要する場合はこの限りではない。

(地元対応)

第12条 受注者は、地元対策について十分に配慮し、トラブルの原因を作らないよう努めなければならない。なお、苦情等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、誠意ある対応をしなければならない。

(交通の安全確保)

第13条 受注者は、工事の施工に当たり「道路工事保安施設設置基準」(国土交通省)に基づき適切な交通管理を行い、安全確保に万全を期さなければならない。

- 2 配置する交通誘導員は、次表のとおり配置するものとする。ただし、配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導員B	作業区分
現場出入口 (車両誘導、歩行者誘導)	1人	昼間作業

3. 資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等の安全確保に努めなければならない。

(工事支障物件)

第14条 本工事の施工箇所には既設管類が埋設されている可能性があるため、施工にあたっては損傷防止および工事中の安全確保に万全を期すこと。

(施工体制の確保)

第15条 受注者は、本工事の種別に応じて専門の技術者を適切に配置し、工事目的物の品質を確保するための施工体制を整備しなければならない。

(段階確認)

第16条 受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	確認時期
土工（掘削）		土質の変化した時
杭引抜工	杭引抜	施工時、施工完了時
	杭抜孔埋戻し	施工時、施工完了時
構造物撤去工	配水池取壊し	先行取壊し範囲施工完了時
		後行取壊し範囲施工完了時
その他、共通仕様書に基づく項目		

- 2 段階確認は該当工種の出来形確認及び技術的確認を行うものであり、給付の対象とはしない。

（建設副産物）

第17条 共通事項

- （1）「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- （2）「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- （3）建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マ

ニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2 建設廃棄物

指定処分A

本工事により発生する

- 1) アスファルト・コンクリート塊 (6.4t) は、千葉市稲毛区六方町地先、片道運搬距離 4.6km の前田道路(株)千葉合材工場に運搬し、処理するものとする。
- 2) 舗装版切断排水 (2.9kg) は、八千代市上高野地先、片道運搬距離 12.1km の(株)TOA シブルに運搬し、処理するものとする。
- 3) コンクリート塊 (3,746.3t) は、千葉市稲毛区六方町地先、片道運搬距離 4.6km の前田道路(株)千葉合材工場に運搬し、処理するものとする。
- 4) 撤去材・残管 (15.5t) は、千葉市若葉区中野町地先、片道運搬距離 22.3km の(有)巴山商会に運搬し、処理するものとする。
- 5) 建設混合廃棄物 (1.3m³) は、四街道市吉岡地先、片道運搬距離 11.7km の(株)鈴亀に運搬し、処理するものとする。
- 6) 廃プラスチック (0.05m³) は、四街道市吉岡地先、片道運搬距離 11.7km の(株)鈴亀に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3 スクラップ (有価物)

指定処分B

本工事により発生する有価物の処分先については監督職員に報告するものとする。

(刈草の処理)

第18条 本工事の準備工により発生する刈草 (0.23t) は、千葉市中央区生実町地先、片道運搬距離 12.7km の(株)グリーンアース 千葉キャピタルバイオマスセンターに運搬し、処理するものとする。

(建設リサイクル法に関する事項)

第19条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- (1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)」以下「建設リサイクル法」という。) に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (2) 受注者は、特定建設資材廃棄物が発生し、再資源化等が完了したときは、建設リサイ

クル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて登録・作成した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」によることができる。

2 請け負おうとする建設業を営む者からの事前説明に関する事項

(1) 「建設リサイクル法第12条」の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル10法）」の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。

(2) 書面の交付は、契約に先立って行うこととする。

(再生資源利用計画)

第20条 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資材利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画)

第21条 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況)

第22条 受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができるものとする。

(保安及び衛生)

第23条 工事現場の管理は「労働基準法」、「労働安全衛生規則」その他関係法令に従って適当な諸施設とし、火災、盗難その他事故防止に注意しなければならない。

- 2 現場内は常に整理整頓し、清潔さを保持するよう努めなければならない。
- 3 工事は昼間行うことを原則とするが、現場の状況によりやむなく夜間作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の許可を得るとともに、照明その他の保安設備を設けなければならない。
- 4 受注者は、工事施工のため交通を禁止あるいは規制する必要があるときは、関係官公署と十分協議して指示を得て必要な箇所に指定の標示をするとともに、事故防止に万全を期さなければならない。
- 5 稼働中の給水場内に立ち入る工事関係者は、「水道法」第21条に規定する健康診断（おおむね1年毎の腸内細菌検査）を実施し、結果を監督職員に報告すること。なお、保菌者は水道施設内での業務に携わることはできない。

（安全・訓練等の実施）

第24条 受注者は、本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て、次の各項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 本工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 本工事における災害対策訓練
 - (5) 本工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 2 施工計画書に安全・訓練等の具体的な計画を記載し、監督職員に提出するものとする。
 - 3 受注者は安全・訓練等の実施状況を適宜当局に報告するものとする。

（工事中の安全確保）

第25条 受注者は、「労働基準法」、「労働安全衛生規則」その他関係法令に従い、作業員の監督、風紀、衛生上の取締り並びに火災、盗難、その他事故防止について十分注意しなければならない。

- 2 工事施工場所を明示する標識、及び現場の安全維持に必要な設備を設けなければならない。
- 3 工事現場内に関係者以外の者が立ち入ることがないように、万全を期さなければならない。
- 4 台風、豪雨等風水害に対する万全の措置を講じなければならない。

（環境対策）

第26条 本工事で使用する軽油については、JIS規格軽油を使用すること。

受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜き取り調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。

(対外補償及び保護)

第27条 工事中は当該工事関係者以外の第三者、道路（公道）等に損傷を与えぬよう注意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、受注者の費用をもって補償又は原形に復するものとする。

(既存施設等の保護)

第28条 施工に当たっては、稼働している水道施設等に損傷を与えぬよう十分な注意を払わなければならない。万一、水道施設等に損傷を与えた場合は、受注者の費用をもって補償又は原形に復するものとする。

(事前準備)

第29条 受注者は、施工に先立ち現場の状況、形状、寸法等の調査及び測量を行い、設計図書との整合性を確認しなければならない。なお、調査の結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、調査結果を監督職員に提出し指示を受けなければならない。

(電子納品)

第30条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは「工事完成図書の電子納品要領（案）」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

2 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で正副2部提出する。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用に当たっては、「千葉県企業局電子納品運用ガイドライン（案）（平成28年1月）」を参考に実施すること。

3 成果品の提出の際には、国土交通省の電子納品チェックシステムによるチェックを行い、事前協議でエラーチェックの対象から除外された以外の項目についてエラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

(デジタル工事写真の黒板情報電子化について)

第31条 デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称す

る)とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「3. (2)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2 デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和7年度版）「3. (2)撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和7年度版）及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）に準ずるが、同条2.に示す黒板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（令和5年3月）「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

（専任特例2号の場合の監理技術者の配置）

第32条 本工事は、建設業法第26条第3項第2号による場合の監理技術者の配置は認めない。

(週休2日制適用工事【現場閉所による週休2日工事】)

第33条 本工事は、週休2日制適用工事である。

- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日(4週8休以上)達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
- 4 受注者が、工事着手前に完全週休2日(土日)の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日(土日)相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
- 5 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事实施要領(千葉県企業局水道事業)」に基づき行うこと。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事)

第34条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。

- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領(千葉県企業局水道事業)」に基づき行うこと。

(個人情報等の取扱い)

第35条 受注者は、本工事を完成するために必要な個人情報等の取り扱いについて、安全性の確保に努め「個人情報等取扱特記事項(別記)」を遵守しなければならない。

(設計変更等)

第36条 設計変更等については、契約書第19条から第26条及び水道工事標準仕様書共通編1.1.11から1.1.13に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン(総合版)(千葉県県土整備部)」によることとする。

(法定外の労災保険の付保)

第37条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(千葉県建設キャリアアップシステム活用工事)

第38条 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。

- 2 受注者は、契約の締結後、工事着手前にCCUS活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領(千葉県企業局水道事業)」に基づき行うこと。

(遠隔臨場)

第39条 本工事について遠隔臨場の試行を希望する場合は、発注者と協議し、試行可能と回答が得られた場合は「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」とすることができる。

1. 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下、「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb 会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

2. 内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声をスマートフォン向けのTV 電話やWeb 会議システムを利用しながら確認するものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。

②ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的な Android や iPhone 等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 機器の準備

本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側にて準備している動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や既に使用しているWeb 会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(4) 費用

本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は、基本的にはリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、同様の考え方

とする。

(中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更)

第40条 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

(低入札価格調査対象工事)

第41条 本工事が、低入札価格調査制度調査対象工事(以下「調査対象工事」という。)に該当した場合は、「千葉県企業局水道事業建設工事検査要綱」及び「中間検査実施細目」

(中間検査実施区分を規定)の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。

2 調査対象工事の中間検査は、「中間検査実施細目」に関わらず原則として2ヵ月に1回、隔月ごと及び主要工種を考慮し施工上の変化点で行うが、実施時期は監督職員が指示する。

3 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認を行うが、支払いの対象とはしない。

(出来形検査)

第42条 本工事は出来形検査の対象である。

2 対象範囲及び実施時期は監督職員の指示によるものとする。

第2章 材料

(JIS製品記号の適用)

第43条 設計図書中のJIS製品記号は、JISの国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、全て新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用できるものとする。

(材料確認)

第44条 本工事で使用する材料は、監督職員の確認を受けたものでなければならない。

- 2 受注者は、立会が必要な材料確認項目を施工計画書に示し、監督職員の確認を受けること。
- 3 臨場での試験等によって使用に耐えなくなったものは、所定数量に算入しないものとする。
- 4 不合格品は直ちに現場から搬出し、受注者の負担により適切に処分するものとする。
- 5 現場加工して使用する材料については、加工後に監督職員の確認を受けること。

(建設資材発注)

第45条 受注者は、本工事の施工に当たり、建設資材に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は千葉県内に主たる営業所（会社の場合は、「会社法（平成17年法律第86号）」第7編第4章第2節により登記した本店をいう。）を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する建設資材は千葉県産（千葉県内で生産、加工又は製造された建設資材をいう。）とするよう努めなければならない。

(工事用水)

- 第46条 本工事で使用する工事用水は、事前に使用見込量を監督職員に提出し、その使用について承諾を得なければならない。
- 2 発注者は、水道事業に支障のない範囲で受注者に無償供与するものとする。ただし、給水設備の設置及び管理については、受注者の負担において行うものとする。
 - 3 受注者は、工事用水の使用量を計量し、監督職員へ報告するものとする。

(杭引抜孔の埋戻し材)

第47条 杭引抜孔の埋戻し材は流動化処理土とし、下記の仕様によるものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議すること。

項 目	仕 様
一軸圧縮強さ q_u	104kN/m ²
材料分離抵抗性（ブリージング率）	1%未満
流動性（目標フロー値）	140mm以上(打設時)
湿潤密度	1.6g/cm ³

- 2 流動化処理土の配合は、事前に室内配合試験を行い決定するものとする。なお、試験に先立ち配合計画書を提出し、監督職員の承諾を受けること。

(埋戻し用土砂)

第48条 配水池撤去箇所の埋戻しに使用する土砂は、現場発生土及び千葉市の管理用地（住所：千葉市中央区生実町874-1付近）より採取した土砂とすること。なお、採取場所の詳細は監督職員の指示による。

(再利用品)

第49条 本工事により発生するマンホール材は、本工事で再使用することから現場内で保管

すること。なお、保管場所については、監督職員の指示によるものとする。

2 破損等が甚大で再使用できないものについては監督職員の確認を受けなければならない。

第3章 施工

第1節 総括事項

(施工管理)

第50条 本工事の施工管理基準は、当局が定める「水道工事施工管理基準」によるものとする。ただし、これに定めのない事項、または記載のない規格値等については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

(運搬車両等の遵守事項)

第51条 受注者は、工事の施工に当たって、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することがないようにすること。
- (4) 取引関係のある運搬事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、受注者は早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、受注者は下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 工事車両を公道上に待機させてはならない。
- (7) 工事車両は、付着した泥を落としてから公道に出るものとし、土砂が飛散した場合は、直ちに清掃、散水等を行うこと。

(施工手順)

第52条 本工事における施工手順は、図面「施工ステップ図(1)～(7)(参考図)」のとおり想定している。

第2節 土工

(掘削工)

第53条 掘削法面の小段及び配水池撤去後の掘削底面には、雨水等の滞水を防止するため図面に示す勾配を設けること。なお、現地盤の状況等により必要に応じて、滞水防止のための

適切な処置を講じるものとする。

- 2 施工中の掘削法面については、点検により変状を早期に発見し、補修等の適切な対応をとり、法面の安定確保に努めること。

(覆土掘削及び配水池上部の施工制限)

第54条 既設配水池は年劣化等により耐力低下の恐れがあるため、配水池上部の覆土掘削にあたっては、上部にバックホウ等の重機を配置または進入させてはならない。

- 2 覆土掘削は、配水池躯体外側からのロングアームバックホウの使用等、既設躯体に過度な上載荷重を与えない方法で施工しなければならない。

(建設発生土の取扱いと現場内利用)

第55条 本工事に伴い発生する建設発生土は、現場内利用を行うものとし、現場内に一時仮置きの上、埋戻し材として流用するものとする。

- 2 流用する発生土のうち、表土については、埋戻し材の品質を確保するため、根株等の混入物を分別した上で使用するものとする。ただし、土質の不適合等により、全量の現場内利用が困難となった場合は、速やかに監督職員と協議すること。
- 3 仮置場は、場内の機械警備センサーの支障とならない位置に設ける必要があることから、事前に監督職員の確認を受けること。
- 4 仮置場に搬出した建設発生土は、「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び施行規則」に基づき安全な法面勾配に成形し、常に構造的な安定を確保しなければならない。また、土砂等のたい積の高さ(のり面の最下部と最上部の高低差をいう。)は、民地への飛散を防止するため2m以下とすること。
- 5 受注者は、仮置場に近接する既存施設に影響を与えないよう保全対策を十分に行わなければならない。
- 6 受注者は、用地境界付近に土砂が流出しないよう対策を行わなければならない。また、隣接地との間には、「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び施行規則」で定める幅(0.3ヘクタール未満の場合は2メートル以上)の保安地帯を設置すること。
- 7 土砂が飛散する恐れがある場合には、散水等必要な措置を講じること。

第3節 構造物取壊し工

(構造物取壊し工)

第56条 近隣家屋への低騒音・低振動対策として、主たる作業機械はコンクリート圧碎機を使用するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議すること。

- 2 構造物取壊し工の施工に当たっては、あらかじめ施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、本施工が安全・確実に施工されていることを、常に確認しなければならない。

第4節 杭引抜工

(不陸整正)

第57条 本工事における不陸整正は、配水池躯体を撤去後、既存杭引抜作業のための敷鉄板を設置する目的で施工する。

(杭引抜工)

第58条 本工事における杭引抜工法は、「ケーシング縁切引抜工法（吊下げ式）」とする。

2 杭引抜工のベースマシンはバックホウ山積 0.8m³ を想定する。

3 これによりがたい場合は監督職員と協議すること。

(杭引抜孔の埋戻し)

第59条 杭引抜孔の孔壁崩壊を防止するため、埋戻し材（流動化処理土）は杭引抜と同時に杭引抜孔に注入すること。

2 孔内が均質かつ密実になるように十分な埋戻し材の攪拌を実施すること。

(埋戻し材の品質管理)

第60条 受注者は、埋戻し材（流動化処理土）の強度確認のため、監督職員の立会いのもと供試体を採取し、圧縮強度試験を実施しなければならない。

2 試験の実施材齢は7日及び28日とする。ただし、材齢7日時点の試験結果において、所定の設計基準強度を発現していることが確認された場合は、監督職員の承諾を得て材齢28日試験を省略することができる。

3 出来形確認方法については、監督職員と協議するものとする。

第5節 仮設備

(工事用電力設備)

第61条 電力施設を設ける場合は、「電気設備の技術基準」等関係諸法規を遵守し、関係諸官庁等への手続に要する費用等の一切を受注者が負担するものとする。また、工事終了後は速やかに撤去しなければならない。

2 電力設備には感電防止漏電遮断器を設置し、感電防止に努めること。

3 高圧配線、変電設備には危険表示を行い、接触の危険のあるものは、必ず柵、囲い、覆い等、感電防止を行うこと。

(仮囲い)

第62条 別途工事で設置されている仮囲いは、場内の工事箇所以外の施設への立入防止や近

隣家屋や通行人に対する粉じんの飛散防止、機械音等の騒音を軽減する目的とするものであるため、本工事期間中これらを適切に維持管理すること。また、損傷等が生じた場合は監督職員に速やかに報告し、復旧等の適切な処置を施すこと。

(敷鉄板)

第63条 本工事における敷鉄板の設置、撤去及び転用は、図面「仮設計画図(1)～(7)

(参考図)」の施工ステップに基づき、同図に示す位置への設置、撤去及び転用を想定している。

- 2 スロープ部の敷鉄板には、作業員の安全確保及び車両の安全通行のため、現場状況に応じて滑り止めマットを設置する等、必要な安全対策を施すこと。

(水替工)

第64条 本工事の水替工は、配水池撤去に伴う掘削部に滞水する雨水等の排除を目的として行うものとする。

- 2 排水先については、監督職員と協議するものとする。

(土のう)

第65条 本工事で設置する土のう(法肩に設置)は、配水池撤去に伴う掘削部への雨水等の進入を防止する目的として行うものとする。

- 2 本工事における土のうの設置、撤去及び転用は、図面「仮設計画図(1)～(7)(参考図)」の施工ステップに基づき、同図に示す位置への設置を想定している。

(配管撤去後の処理)

第66条 本工事で栓設置を実施する箇所については、配管撤去後、直ちに栓を設置するものとする。ただし、当該栓の製作期間中は、安全確保および土砂の流出・異物混入を防ぐため、当該栓設置箇所に適切な土のう詰め処理を施すこと。なお、製作完了後は速やかに正規の栓を設置し、土のうを撤去すること。